

医科新点数説明会

今回は2会場で開催!

(高岡会場は「外来点数」のみ説明)

高岡会場

とき **3月27日(土)**
午後7:30~9:00

ところ **ウイングウイング高岡**
4階ホール

高岡会場は「入院点数」の説明は行いませんので、病院・有床診療所の関係者は富山会場にご出席ください

富山会場

とき **3月28日(日)**

ところ **富山国際会議場**
3階メインホール

第1部 外来点数 午後1:00~3:00
第2部 入院点数 午後3:00~4:00

講師 **保険医協会講師団**
テキスト 『点数表改定のポイント』
参加対象 **会員医療機関**

*まだ会員でない先生は、この機会にご入会ください。

◆お申し込みは後日お送りするチラシで◆

協会・保団連はパブリックコメントで具体的な改善策を提案するなど、最後まで診療報酬の改善に取り組んでいます。

協会・保団連
パブコメを提出

また「入院患者の他科受診」に該当する場合は入院医療機関で一括して保険請求する方法に改めることが検討されています。

届出用紙はダウンロードするか、支払基金・国保連合会に

所定の届出様式は支払基金本部、国保中央会・富山県国保連合会のホームページ

医科 診療報酬4月改定

現時点における注目すべき点

閣僚折衝による改定率の決定に際して、改定財源五七〇〇億円のうち概ね四〇〇億程度は急性期の入院医療に配分することが決まりました。また「再診療や診療科間の配分の見直しを含め、従来以上に大幅な配分の見直しを行う」とも明記され、今回から初めて入院と外来に分けた改定率が示されています。救急・産科・小児科・外科の充実を図るために財源が重点的に配分される結果、診療所にとっては厳しい改定となること予想されます。

再診療料の統一で対立
改定率の決定を受け、厚生労働省は一月十五日に改定を中医師に諮問しました。中医師協会は同日「診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」を公表、パブリックコメントや地方公聴会を経て改定内容を整理し、二月上旬に改定案を答申するものと考えられます。

外来管理加算の時間要件は廃止へ
「時間の目安は廃止した上で、点数設定や新たな要件について検討する」とされ、「時間要件」は廃止される

在宅医療・入院関係
在宅医療については前回の改定に引き続き、今回も一定の改善が図られる見込みです。緊急時の往診や看取りの評価引き上げ、ター

見直しですが、支払側はそれに代わる新たな要件設定を求めていることから、議論の行方を注視していく必要があります。
入院については、近年冷遇が続いていた有床診療所について後方病床機能や手厚い人員配置を評価するとしていきます。

紙レセ希望の場合は必ず届出が必要
療養病棟入院基本料は適正化の名による引き下げに加え、患者の病像や提供されている医療サービスに関するデータ提出を要件化するなどが検討されています。

紙レセ希望の場合は必ず届出が必要
療養病棟入院基本料は適正化の名による引き下げに加え、患者の病像や提供されている医療機関については、義務の免除または猶予の経過措置が設けられました。

昨年十一月二十三日、長妻厚労大臣、藤井財務大臣(当時)、菅副総理が診療報酬の改定率について最終折衝を行い、今年四月の診療報酬改定は全体として〇・一九%引き上げることになりました。

年改定以来十年ぶりですが、引き上げ幅は極めて小幅であり、診療報酬の引き上げに使える財源は五七〇〇億円と試算されています。改定率の決定を受け、中医師協会は改定の中身作りが進められており、その動向が注目されます。

診療報酬の改定率

全体の改定率	+0.19%
診療報酬本体	+1.55% (約5,700億円)
医科	+1.74%
入院	+3.03% (約4,400億円)
外来	+0.31% (約400億円)
歯科	+2.09% (約600億円)
調剤	+0.52%
薬価等	-1.36% (医療費換算: 約5,000億円)

電子レセプト請求の免除・猶予に関する「届出」について

紙レセプトでの請求を続けるための手続き
昨年十一月二十五日、厚生労働省は診療報酬の請求方法等に関する省令を改正し、オンライン請求の義務化を撤回して「電子レセプト(FDやCD-R等の電子媒体もしくはオンライン)」による請求を原則とする取り扱いに改めました。

現在の請求方法	紙レセプトでの請求が認められる期間	届出用紙	添付書類 (備考の添付書類)	基金・国保への届出期限	
				医科	歯科
手書き	無期限	様式第1号	特になし	2010.3.31まで	2010.12.31まで
65歳以上 手書き レセコン	無期限	様式第2号	①+②	2010.12.31まで	
レセコン	以下の何れか早い日まで A) 購入から5年経過した日が属する月の末日 B) 2015年3月31日	様式第3号	③+⑤	2010.3.31まで	
			④+⑤		
	以下の何れか早い日まで A) リース契約から5年経過した日が属する月の末日 B) 2015年3月31日				

- 〔添付書類〕の説明
- ① ⇒ 常勤医師の生年月日を確認できる書類 (医師免許証の写し等)
 - ② ⇒ 常勤医師の構成が確認できる書類 (保険医療機関指定申請書の写し等)
 - ③ ⇒ 現在使用しているレセコンの購入年月日および保守管理終了年月日を確認できる書類 (保証書、契約書の写し等)
 - ④ ⇒ 現在使用しているレセコンのリース期間の始期および終期を確認できる書類 (契約書の写し等)
 - ⑤ ⇒ 現在使用しているレセコンのソフトメーカー名またはプログラムの作成者氏名、ソフトの名称およびシリーズ名を確認できる書類 (保証書の写し等)